

札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部 における公的研究費不正防止に関する基本方針

平成27年4月1日

札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部（以下「本学」という。）は、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に基づき、不正防止に関する基本方針を以下のとおり策定し、公表する。

1. 責任体系の明確化

本学における公的研究費を適正に運営・管理するため、責任体系を明確化する。

「最高管理責任者」、「統括管理責任者」及び「コンプライアンス推進責任者」を置き、各責任者の役割、責任の所在・範囲及び権限を明確化して学内外に公表するとともに、不正防止対策を積極的に推進する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関する職務権限やルールを明確化・統一化（ルールの整備と相談窓口の設置等）するとともに、コンプライアンス教育を通じて教職員等の意識向上を図り、適正な運営・管理の基盤となる環境・体制を整備する。

3. 不正を発生させる要因の把握と具体的な不正防止計画の策定・実施

不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実に継続的に実施する。

4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえた予算執行を行い、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながる問題を捉えられるよう、実効性のあるチェック体制を構築し、公的研究費を適正に運営・管理する。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の不正防止に向けた取組について、基本方針、諸規程、手続等を学内外へ積極的に情報発信し、共有する。

6. モニタリングの在り方

公的研究費の不正防止のため、本学全体の視点から、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的な組織牽制機能の充実・強化を図る。